

看護部長, 看護師長, 副看護師長 (主任) 各位

看護実践が見え, 外部評価に耐えうる「看護記録」

～「看護記録」の目的を知って, 「看護記録」の改善に取り組む～

「看護記録」は, 医療法や社会保険診療報酬施設基準などにより, 病院で備えておかなければならない記録です。地域包括ケアシステムにおいては, 「看護記録」は継続看護や他職種との連携にはなくてはならないものです。さらに事故発生時には証拠として事実確認に用いられます。日本看護協会は 2018 年 5 月に「看護記録の重要性を踏まえ, 看護記録の在り方及び取り扱い」について「看護記録に関する指針」を示しました。この指針は日本看護協会の看護業務基準に基づき, 「看護記録は看護実践の一連の過程を記録したものである」とし, 「看護実践を証明すること」, 「看護実践の継続性と一貫性を担保すること」, 「看護実践の評価及び質の向上を図ること」の3点を看護記録の目的にしています。つまり看護記録を見れば, 看護師がどのように考え看護計画を立案し, どのような看護を実践し, その結果看護の受けてであるその人(患者)はどのようになったのかがわかる記録でなければならないということです。看護記録を見直すことは, 看護そのものを改善することになります。この研修は, 看護記録の現状を評価し, 看護の質向上に取り組むための考え方と改善するための行動方法を学びます。

研修内容

1. 看護記録改善に取り組む前に確認しておきたいこと
2. 日本看護協会「看護記録に関する指針」が意味すること
 - 看護記録とは ○看護記録の目的
 - 看護記録に関する法令上の規定 医療法/診療報酬入院基本料等
 - 看護記録の原則 ○看護記録の記載内容
3. 自分自身の看護過程展開能力を開発する
 - 1) アセスメントに必要なスキル
臨床技術 論理的思考 クリティカルシンキング 問題解決技法
 - 2) アセスメントに必要な知識の活用(対象理解のための知識)
発達段階における身体的精神的社会的な状態 家族の理解
日常的な健康管理: ゴードンの機能的健康パターン
健康障害(病態生理) 治療・検査による生活への影響
倫理: 患者の権利
 - 3) アセスメントから診断へ
 - 4) 実践し結果を出すための看護計画
評価でき達成可能な目標 実践可能な計画立案
 - 5) 患者の反応から評価する
 - 6) 看護記録; 経過記録(POSによる記録)
4. 「看護記録」改善に取り組む仲間を増やす
 - 私自身が実践モデルになる
 - 改善計画を立案する

研修目標: 「看護記録」改善に取り組むための方法を学ぶ。

●日程

1日目 9月14日(土)
10:00~16:00

2日目 9月15日(日)
10:00~13:00

●受講料 24,000円(税込)

●会場 お茶の水ケアサービス学院
東京都千代田区岩本町1-10-3
神田駅下車徒歩約10分

●対象 記録委員, 副看護部長,
看護師長, 副看護師長, 主任, リ
ーダー看護師

●申込方法 FAXでのお申込にな
ります。下記の申込書式を記入の上,
FAX送信願います。受付後確認のF
AXを致します。

●支払方法

受講案内を送付致しますので, 受
講案内が届いた後お振込み願いま
す。

●主催 コ・メディカルアカデミー

●募集・運営代行

TEL 03-3863-4000

お茶の水ケアサービス学院

講師: 得丸尊子(とくまる・たかこ) ナーシングサポートセンターすばる代表 大分医科大学
(現大分大学) 医学部附属病院副看護部長 4年、看護部長 6年勤務。2006年より、現職。

ファックス 03-3863-4006

ネット配信の加入者は半額で受講可!

お名前	フリガナ	役職	ネット配信の 加入の有無	有・無
		病院名		
住所	(〒 -) (病院・自宅)			
TEL		FAX		e-mail

※お申し込み後(お申し込み日を1日目とします)、7日目以降のキャンセルについては、お振込前でも受講料の半額のキャンセル料がかかります。また、8/31以降のキャンセルについては、受講料の全額のキャンセル料がかかりますのでご注意ください。※キャンセルのご連絡がない場合は、キャンセル扱いにはなりませんのでご注意ください。